

# マイナンバー制度についてお知らせします

マイナンバー（個人番号）は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するために、一人ひとつ、重複のない12桁の番号を持つ制度として、10月5日からスタートしました。



## マイナンバーを利用した手続きが始まります



1月から、社会保障や税関係の書類へのマイナンバーの記載が始まります。手続きの際には、「個人番号カード」または「マイナンバーの通知カードと運転免許証などの本人確認書類」が必要になります。

また、申請の際にこれまで必要だった添付書類の一部が省略できることとなります。（他の市町村等が発行する書類は、29年7月から省略できる予定です。）

※ 詳細は、担当課までお問合せください。

### 函館市役所に提出する申請書等でマイナンバーを記載する主なもの

申請書名	担当課・連絡先
国民健康保険関係届・申請書	国保年金課 ☎21-3150、3145
後期高齢者医療制度関係届・申請書	国保年金課 ☎21-3184
居宅サービス計画作成依頼届出書 ほか	介護保険課 ☎21-3023
要支援・要介護認定申請書 ほか	介護保険課 ☎21-3027
養護老人ホームへの入所届出書 ほか	高齢福祉課 ☎21-3025
身体障害者手帳交付申請書 ほか	障がい保健福祉課 ☎21-3264
生活保護法による保護申請書 ほか	生活支援第1課 ☎21-3285
施設型給付費支給認定等申請書（新制度に移行した幼稚園・保育所・認定こども園） ほか	子どもサービス課 ☎21-3270
児童手当・特例給付認定請求書、児童扶養手当認定請求書 ほか	子育て支援課 ☎21-3267
妊娠届出書、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 ほか	母子保健課 ☎32-1533
市営住宅入居申込書、特定公共賃貸住宅入居申込書 ほか	住宅課 ☎21-3384
市民税・道民税の減免申請書 ほか※	税務室市民税担当 ☎21-3213
固定資産税（償却資産）申告書、固定資産税の減免申請書 ほか	税務室資産税担当 ☎21-3229

※ 住民税の申告・給与支払報告書等は29年1月以降提出分から

## 通知カードは受け取りましたか？

HP



郵便局によるマイナンバー（個人番号）をお知らせする通知カードの配達を終了しました。配達の際にご不在で、再配達の手続きもできなかった方は、戸籍住民課（本庁舎1階）で受取できます。

通知カードは28年3月31日まで市役所で保管しますが、その後は有料（500円）での再発行の手続きと書留郵便による受取をしていただく必要があります。

### ■本人または同一世帯の方による受取

印鑑と「本人確認書類」※が必要です。

※ 運転免許証やパスポートなど官公庁から発行された顔写真のあるものは1点、保険証や年金手帳など顔写真のないものは2点。

### ■代理人による受取

本人の「本人確認書類」と委任状の他、代理人の印鑑と代理人の「本人確認書類」が必要です。

## 個人番号カードの交付が始まります

HP



個人番号カードの発行を希望する方は、次の手続きが必要です。

①交付申請 通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入し、所定の位置へ顔写真を貼り、指定された封筒で申請してください。パソコン・スマートフォンでも申請できます。

②通知書の受取 後日、市役所から個人番号カード交付通知書が届きます。

③個人番号カードの受取 交付通知書と通知カード、本人確認書類（運転免許証やパスポートなど官公庁から発行された顔写真のあるものは1点、保険証や年金手帳など顔写真のないものは2点）をお持ちのうえ、交付通知書に記載されている市役所または支所へご来庁ください。

※ 個人番号カードの受取は平日の午前8時45分から午後4時までとなります。

お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3745～3747

マイナンバー制度をかたり、所得などの個人情報聞き出そうとする事例が起きています。ご注意ください。不審な問合せがあった場合は、最寄りの警察署（警察相談専用電話#9110）にご相談を。